

○経済産業省令第百七号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第二十九条第一項、第三十四条第一項、第三十五条の五及び第八十一条第一項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十二月二十二日

経済産業大臣 甘利 明

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の表四の項の保安業務の内容の欄中「並びに同条第二号」を「、同条第二号並びに第三号」に改める。

第三十七条第一号の表中「並びにネ(2)及び(3)」を「、ネ(2)及び(3)並びにム」に改め、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 経済産業大臣が消費設備を使用する者の生命又は身体について当該消費設備の使用による災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、前二号の規定にかかわらず、経済産業大臣の定めるところにより、調査を行わなければならない。

第四十四条第一号タ(1)(ii)中「燃焼器と」を「当該燃焼器と」に、「燃焼器に」を「当該燃焼器に」に改め、同号タ(1)(iii)中「燃焼器の排気筒と接続する部分」を「当該燃焼器の排気部との接続部」に改め、同号タ(1)(iv)中「排気筒を」を「当該排気筒を」に、「並びに排気筒及び燃焼器の」を「及び当該排気筒と当該燃焼器の排気部との」に改め、同号タ(2)(iii)中「排気筒は」を「自然排気式の燃焼器の排気筒であって排気筒を接続するものは」に、「排気筒を」を「当該排気筒を」に、「並びに排気筒及び排気扇又は燃焼器の」を「当該燃焼器の排気部との接続部及び当該排気扇との」に改め、同号タ(2)(iv)中「燃焼器の」を「当該燃焼器の」に、「(燃焼器又は排気筒に逆風止めが取り付けられている場合にあつては、逆風止め開口部)」を「(当該燃焼器又は当該排気筒に逆風止めを取り付ける場合にあつては、当該逆風止め開口部)」に改め、同号レ(2)中「燃焼器との」を「当該燃焼器の排気部との」に改め、同号レ(3)中「燃焼器」を「当該燃焼器」に改め、同号ネ(6)中「給排気部を」を「当該給排気部を」に、「給排気部及び燃焼器のケーシングの接続部」

を「当該燃焼器のケーシングとの接続部」に改め、同号に次のように加える。

ム 強制排気式の燃焼器であつて告示で定めるものは、ガスを燃焼した場合において正常に当該燃焼器から排気が排出されること。

第四十四条第二号イ(3)中「、燃焼器」を「、当該燃焼器」に改め、同号イ(9)中「及びネ」を「、ネ及びム」に改める。

「 一 供給開始時 点検・調査を 行った場合	一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の 氏名又は名称及び住所 二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 三 供給開始時点検・調査の結果 四 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七 条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は 、その内容 五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日
第三百三十一条第二項の表中	を

一 供給開始時 点検・調査を 行った場合	一 供給開始時点検・調査に係る一般消費者等の 氏名又は名称及び住所 二 供給開始時点検・調査を行った者の氏名 三 供給開始時点検・調査の結果 四 供給開始時点検・調査の実施又は法第二十七 条第一項第一号又は第二号の通知をした場合は 、その内容 五 供給開始時点検・調査又は通知の年月日 六 供給開始時調査に係る燃焼器の製造者又は輸 入者の名称 七 供給開始時調査に係る燃焼器の型式及び製造 年月

に、

<p>三の二 法第三 十四条ただし 書の規定によ り定期供給設 備点検を行わ なかった場合</p>	<p>四 定期消費設 備調査を行っ た場合</p>
<p>一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが できなかった一般消費者等の氏名又は名称及び 住所 二 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の 氏名 三 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月</p>	<p>一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名 又は名称及び住所 二 定期消費設備調査を行った者の氏名 三 定期消費設備調査の結果 四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第 一項第二号の通知をした場合は、その内容 五 定期消費設備調査又は通知の年月日</p>

を

四の二 法第三	四 定期消費設備調査を行った場合	日
一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが	一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名 又は名称及び住所	
造年月	二 定期消費設備調査を行った者の氏名	
七 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月	三 定期消費設備調査の結果	
輸入者の名称	四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容	
六 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称	五 定期消費設備調査又は通知の年月日	
五 定期消費設備調査又は通知の年月日	六 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称	
五 定期消費設備調査又は通知の年月日	四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容	
五 定期消費設備調査又は通知の年月日	二 定期消費設備調査を行った者の氏名	
六 定期消費設備調査に係る燃焼器の製造者又は輸入者の名称	三 定期消費設備調査の結果	
七 定期消費設備調査に係る燃焼器の型式及び製造年月	四 定期消費設備調査の実施又は法第二十七条第一項第二号の通知をした場合は、その内容	
造年月	五 定期消費設備調査又は通知の年月日	
一 法第三十四条ただし書中の承諾を得ることが	一 定期消費設備調査に係る一般消費者等の氏名 又は名称及び住所	

に改める。

十四条ただし	できなかつた一般消費者等の氏名又は名称及び
書の規定によ	住所
り定期消費設	二 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた者の
備調査を行わ	氏名
なかつた場合	三 法第三十四条ただし書中の承諾を求めた年月
	日

第三百三十一条第五項中「締結している場合」の下に「及び自ら行う販売事業に係る保安業務を実施する場
合であつて当該一般消費者等と販売契約を締結している場合」を加える。

附 則

この省令は、平成十九年一月一日から施行する。ただし、第三十七条第一号、第四十四条及び第三百三十一
条の改正規定は、平成十九年四月一日から施行する。